

国民健康保険税のしおり

シリーズ4

国保税の理解のために……

前号までに説明したように、医療費の支払い（保険給付）のために、国保税はその財源として、最も大切な部分をしめています。

みなさんが不幸にして病気やけがに合ったとき、負担する国保税の多少にかかわりなく、平等な治療が、しかも限度なく受けられることになるのです。

このように、困ったときにお互いに助け合うための国保税も、とかく納めることを忘がちになる人もあり、また、その負担も年々大きくなっていることから関心も高まっているので、このしおりで理解を深めてください。

国保税の根拠は……

国保税は、国民健康保険に必要な経費にあてるため、「目的税」としてそのわくぐみが地方税法に、税率などは町の議会が定めた条例で決められています。

予算や条例を決めるために……

毎年11月から12月にかけて、翌年度の予算案をつくります。

国民健康保険特別会計では、過去3カ年間の医療費をもとに、翌年度はどの位の医療費になるのかを見積ります。

このとき、被保険者1人当たり、診療1件当たりについて、それぞれ入院、外来、歯科、調剤、折骨などの療養費の区分ごとに、しかも年度とその前後半ごとの伸びかたなどを基礎にして、きめ細かに推計します。

この予算案が決まると、医師や被保険者、公益を代表する委員で構成されている「国民健康保険運営協議会」で十分審議され、ついで町議会に提案され決定します。

一方、この予算案で翌年度の医療費をまかなうためには、どうしても税率を改めないと運営がむずかしい、というような場合にも、予算と同様に運営協議会と町議会の審議と決定を経て「国民健康保険税条例」を改正することになります。

——国保税わすれず納め、こころも健康——

(つづく)

我が家の家庭教育

五之神 伊橋洋子

我が家は、中一の長女、小五の長男と小四の二男の三人の子供達、私達夫婦と私の母と祖母の四世代同居の七人家族です。私達夫婦は、ビニールハウスでミニトマトを周年栽培している専業農家です。子供達の勉強をろくに見てもやれない私に、この原稿を書かせていただく資格があるだろうかと、胸の奥に痛みを感じながら、ペンを走らせていました。

私自身、しゃつちよこ張った事など言えないと自覚している積もりなので、子供達に対するあまり細かい事は言わない様にしています。が、つまらない事で喧嘩をしている様な時には、説教魔になつて、喧嘩両成敗します。『大岡裁き』の様な小気味良さとまでは行かなくても、子供達が納得するまで話します。

古い話になりますが、三十年前、私は中央保育園に通っていました。子供同志の喧嘩でもめると、いつも園長先生のもとにかけ込みました。当時園長をしておられた椎名彰先生は、私達に対して、決して頭ごなしにしかりはせず、両方の言い分を聞いてくれた上で、どちらにも優しく諭してくれました。二年間の園生活で、何度も優しく教えられる機会を得て（それだけ友達同志でよく喧嘩をしたといふ事なのですが）すっかり園長先生の

ファンになってしまい、小学生になつてからも、何度も友達と一緒に立って先生のお宅まで遊びに行つては、お世話をになりました。光陰は矢の如く流れ、私も三人の子の親となつた今、子供を叱る時はあの時の園長先生の様に……と心掛け来たつもりですが、悲しき哉非凡の我身、子供達を納得させるまでやたら時間ばかりかかってしまいます。家族から「もうそれ位にしたら」と言われてしまう事も度々です。

「今、株が大部世間を賑わしているが親にとっては、子供が一番の成長株なのだから」と長男の担任の先生がおっしゃいました。

当たりもはずれも、確実に親の我身にはね返つて来る事を思えば、忍耐強くお説教するのも、子供の為であり、自分の為でもあるのだと思える今日この頃です。

常時200冊を配本

光楽園養護老人ホーム園庭の光楽福祉会館に、まちかどライブラリーが設置されました。

皆さんのご来館をお待ちしています。